

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 10 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 13 号（令和 6 年 11 月 22 日付）分・・・4 件

2 監査報告に対する措置状況

以下のとおり

スポーツ振興課（飯塚市市民公園体育施設）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 会計間の立替について</b></p> <p>飯塚市市民公園体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 19 条には、「指定管理者としての業務に係る経費とその他に係る経費を区分して整理しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、本指定管理会計と他の指定管理会計を混同し、立替払された金額を相手方の会計へ支払う（振替）処理が、速やかに行われていなかった。</p> <p>担当者的話では、社会保険料など他の指定管理会計と合算処理が必要な経費があり、会計間のやり取りが必要とのことであった。</p> <p>会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなどの対応により、指定管理会計間のやり取りは不要であると思料する。</p> <p>今後は、事務の方法の見直しを指導す</p>	<p>立替払の金額の振替処理については速やかに行うよう指定管理者に指導した。</p> <p>また、併せて合算払用の通帳についても作成を行うよう指導した。</p>

<p>ること。</p>	
<p><b>2 電子複写機料金の徴収について</b></p> <p>指定管理料より賃借料が支払われている電子複写機の利用者から、実費負担として1枚当たり10円（白黒）の料金を徴収しているが、この料金徴収については、基本協定書等にも記載がなく、金額算定の根拠が不明確である。</p> <p>指定管理者に料金の徴収を許可するのであれば、電子複写機の使用に関する基準を定め、料金について明示すること。</p>	<p>電子複写機料金の徴収について、市と指定管理者間で基本協定第39条に係る協議を行った結果、飯塚市総合体育館条例の設置目的に合致するとの判断から、「飯塚市総合体育館複写機の市民等の使用に関する基準」を定め、自主事業として運用している。</p>
<p><b>3 施設の利用料金について</b></p> <p>飯塚市総合体育館条例第10条の規定により、利用者は、利用料金を指定管理者に前納することとされているが、利用料金を後納している団体が見受けられた。</p> <p>同条例第11条には、「市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」とされている。</p> <p>同条例第12条の規定では、前条の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとするとしていることから、必要があると認めるときは、主管課は基準を定め、後納の許可について指定管理者に指導すること。</p>	<p>現在、基本協定第39条に基づき協議を実施しており、本年度中に「飯塚市体育施設利用料金の後納に関する基準」を作成し、運用することとしている。</p>
<p><b>4 指定管理業務と自主事業の区分について</b></p> <p>仕様書7(6)には、「(略)あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されている。</p> <p>自主事業について指定管理者が提出した事業計画書を確認したところ、指定管理者が行う事業と自主事業の区分がされておらず、市長等の承認を得ないまま自主事業を行っていた。</p> <p>今後は仕様書に従い、自主事業を行うときは、承認を得るよう指導を行うこと。</p>	<p>指定管理者と事業についての整理を行い、自主事業に該当するものについては事前に承認を求めよう指導を行った。</p>